



神戸ユニバーサル研究会
Kobe Universal Society

会則

入会申込書

神戸ユニバーサル研究会会則

(目的)

第1条 本研究会は、ノーマライゼーション社会の実現に関心を持つ方々とのコミュニケーションをとり合い、よりよい環境を作るために研究し地域社会の貢献に努め、啓発活動を推進していくことを目的とする。

(名称)

第2条 本研究会は、名称を「神戸ユニバーサル研究会」とする。

(設立年月日)

第3条 本研究会は、平成19年5月14日に設立する。

(事務局)

第4条 本研究会の事務局を神戸市東灘区魚崎北町5-3-5-201におく。

(会員の種別)

第5条 本研究会の会員は、会の目的に賛同し、第7条に定められた会費を納めた者とする。

(会員の入会)

第6条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この会の活動を特定の団体又は個人の営利目的に利用するものでないこと。
 - (2) この会の活動を特定の政治団体の政治目的に利用するものでないこと。
 - (3) この会の活動を特定の宗教団体の宗教目的に利用するものでないこと。
 - (4) 入会の裁量権は代表にあるものとする。
- (4-2) 会員として入会しようとするものは、会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。
- (4-3) 前項のものを入会を認めないときは、速やかに代表より理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、次に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- (2) 法人に正規雇用として所属しない、利他の精神で研究会の趣旨に賛同する者を個人会員とする。
- (3) 第7条(2)に該当しない者または個人事業主を一般会員とする。
- (4) 学生は学生会員とする。
- (5) 個人会員の入会金は会員1人あたり5,000円、会費は年額4,000円とする。
- (6) 一般会員の入会金は1人あたり10,000円、会費は年額8,000円とする。
- (7) 学生会員は入会金および会費を免除する。
- (8) 会費は原則として5月に徴収する。
- (9) 期内の途中入会であっても会費の軽減は行わない。
- (10) 会計報告は毎年6月に報告する。監査は会員より選抜する1名で行う。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次に定める項目に抵触する場合、会員資格を喪失する。

- (2) 退会届の提出をしたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 7月末までに理由なく会費を滞納したとき。
- (5) 会員である団体が消滅したとき。
- (6) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(拠出金品の不返還)

第10条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(組織)

第11条 本研究会は、第1条記載の設立目的に賛同し、社会貢献に対する意欲を有する会員をもって構成され、複数の運営委員で構成される運営委員会によって運営される。

- (2) 会員の互選によって、会務を総括する代表1名と、代表を補佐する副代表2名、会計1名、会の補として特別顧問1名をおく。
- (3) 運営委員の任期は5月から翌年4月までを1期とし2期とする。
- (4) 運営委員の改選は任期満了年度の4月に行うこととする。

(会議)

第12条 本研究会の全体会議は、毎月1回の定例会(意見交換会)を開催し、必要に応じて臨時定例会を開くことができる。

- (2) 運営委員会は、必要に応じて随時開催するものとする。
- (3) 定例会の内容は、議事録としてまとめ会員に配信する。

(運営費)

第13条 この会は会費、その他の収入をもってあてる。

(協賛)

第14条 会員、企業、公的機関などの求めに応じ、神戸ユニバーサル研究会より講演、イベントなど(以下行事という)へ協賛、後援(以下協力という)を行う。窓口は事務局とし、内容を運営委員会で協議し、許可する。

- (2) 協力をを行った行事は、実施後2カ月以内に報告書を作成し、定例会にて報告を行う。
- (3) 行事内で募金活動を行った場合は、その金額と募金先を明確にわかるよう領収書などの複写をつけて事務局まで提出する。
- (4) 会へ募金された場合、研究会の領収書をもって受領とする。
- (5) 第14条(2)および(3)をもって報告終了とし、2カ月以内に報告が困難な場合はその旨事務局まで報告する。これらを怠った場合、その行事への研究会の協力は次回より行わない。

(雑則)

第14条 本会則に定めるもののほか、本会運営に必要な事項は会議の承諾を得て定めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は平成20年4月1日から施行する。

第2条 細則は必要に応じ運営委員会で協議し、改訂することができる。

改訂 平成21年4月1日

改訂 平成22年4月1日

改訂 平成23年4月1日

改訂 平成24年4月1日

第1号様式

No. _____

入会申込書 (正会員用)

平成 年 月 日

神戸ユニバーサル研究会 代表 様

神戸ユニバーサル研究会の趣旨に賛同し、正会員として加入したいので、下記により加入を申し込みます。

記

企業・団体名		
所在地	〒 ー	
TEL		
FAX		
U R L	http://www 神戸ユニバーサル研究会からのリンクを希望 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
主たる業務内容		
備考 (紹介者等)		
本会に対する代表者	役職名	
	氏名	
本会に期待されること 又は、ご要望		
連絡担当者	所属	
	氏名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	



神戸ユニバーサル研究会
Kobe Universal Society